

保存	3年
廃棄	R10. 1

各 所 属 長 殿

岩 手 県 警 察 本 部 長

特殊詐欺等被害防止サポーター制度運用要領の制定について（一般通達）

これまで特殊詐欺等被害防止対策の一環として、特殊詐欺被害防止サポーター制度運用要領の制定について（通達）（平成28年8月3日付け岩生企第924号 以下、「旧通達」という。）に基づき、特殊詐欺等の被害防止に関する知識を有する個人、法人及び団体を特殊詐欺等被害防止サポーターとして委嘱して運用し、特殊詐欺等被害防止対策を推進してきたところである。

しかしながら、本年における特殊詐欺被害は、4月末現在で10件（去年同期比＋5件）に及び、被害に歯止めが掛かっていない状況にあるほか、被害に関する相談も依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にある。

また、近年、全国で新たな詐欺の手口として台頭しているSNS型投資・ロマンス詐欺について、当県においても高齢者のみならず幅広い年齢層において被害が急増しており、極めて深刻な状況にある。

このことから、特殊詐欺等被害防止サポーター制度運用要領について新たにSNS型投資・ロマンス詐欺に関する事項等を加え、別添のとおり定めたので、効果的に運用し、特殊詐欺等被害防止活動に活用されたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

特殊詐欺等被害防止サポーター制度運用要領

第1 目的

この要領は、特殊詐欺等被害防止サポーター（以下、「サポーター」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

第2 趣旨

特殊詐欺等被害防止サポーター制度とは、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺（以下「特殊詐欺等」という。）の被害状況を踏まえ、特殊詐欺等の被害防止に関する知識を有し、特殊詐欺等の被害防止活動を推進している個人、法人及び団体をサポーターとして委嘱し、様々な機会を通じて、県民に対する特殊詐欺等被害防止に関する注意喚起等を行い、被害の未然防止を図ろうとするものである。

第3 運用管理体制

1 運用管理者

運用管理者は、生活安全部生活安全企画課長（以下、「生活安全企画課長」という。）及び各警察署長とし、本制度の適正かつ円滑な運用管理に当たる。

2 副運用管理者

副運用管理者は、生活安全部生活安全企画課（以下、「生活安全企画課」という。）特殊詐欺対策室長及び各警察署副署長・次長とし、運用管理者の任務を補佐し、適正かつ円滑な運用管理に当たる。

3 運用管理補助者

運用管理補助者は、生活安全企画課課長補佐及び各警察署の生活安全課長とし、運用管理者及び副運用管理者の指揮を受け、適正かつ円滑な運用管理に当たる。

第4 適格性の判断

運用管理者は、上記サポーター制度の趣旨に照らし、サポーターとして委嘱しようとする個人、法人及び団体について、

- ・ 趣旨に合致しているか。
- ・ 公共性、公益性はあるか。
- ・ 必要性、妥当性はあるか。
- ・ 岩手県警察の信用を害するおそれはないか。
- ・ 現実的に活動可能であるか。

などから、委嘱するかどうかを総合的に判断する。

第5 委嘱状の交付

委嘱は、委嘱状を交付して行うものとする。

第6 委嘱の任期

委嘱の任期は、定めないものとする。

ただし、サポーターとして委嘱した個人、法人及び団体から辞意の申出があった場合は、申出がなされた時点をもって解嘱するものとする。

第7 委嘱の取り消し

運用管理者は、サポーターが次の各事項のいずれかに該当するときは、解嘱するもの

とする。

- ・ サポーターとしてふさわしくない非行があった場合
- ・ その他サポーターとしての適格性を欠くと運用管理者が判断した場合

第8 サポーターに対する情報提供

運用管理者は、サポーターの委嘱に際し、特殊詐欺等被害防止活動を適切に行うことができるように、特殊詐欺の手口及び発生に関する情報等を提供してサポーターの知識の向上を図るものとする。